

## 7. 定期巡回・随時対応サービスの推進について

### (1) サービスの実施状況等について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（「定期巡回・随時対応サービス」）は、

- ①日中・夜間を通じて、
- ②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、
- ③定期巡回と随時の対応（訪問含む。）を行うサービス

として、昨年4月に新しく創設したサービスである。このサービスは、高齢者が中重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で在宅生活を継続する可能性を高めるものであり、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要なサービスの一つである。

このため、事業者の体制確保に配慮し、サービス提供に必要な職員配置について、幅広く兼務を認めるなど、柔軟な運営が可能な仕組みにしている。（別紙資料7-2）

平成25年1月末日現在、94保険者で161の事業所が指定を受け、利用者数は1,625人となっている。この中には大都市だけでなく、地方の小規模な市町村で立ち上がった事業所も含まれており、着実に普及が進んでいると考えている。（別紙資料7-3）

今年度参入した事業者からは、

- ・定期的な複数回の訪問により利用者の状況が詳細に把握できる
- ・利用者の1日の生活を把握できるため情報量が増え、職員のスキルアップにつながる

等の事業取り組みの成果を聞いている。

一方で、今後さらにサービスの普及を図っていく必要がある。本サービスの

促進に当たっては、介護事業者のみならず、ケアマネジャー、医療関係者等の理解が特に重要であり、また、保険者である市区町村が主体的にサービスの導入に向けた取組を行っていただく必要がある。このことから、各都道府県におかれては、これらの点を十分に考慮いただき、本サービスの趣旨や重要性等について、関係者へのより一層の周知をお願いしたい。

なお、事業所の立ち上げの際に必要な情報通信機器の購入経費等については、今年度と同様、平成25年度予算案においても「地域介護・福祉空間整備推進交付金」の事業として引き続き盛り込んでいるので(単価:1,000万円(案))、管内市区町村等に対する周知等をお願いする。

また、本サービスに関しては、今年度の厚生労働省の老人保健健康増進等事業を活用して、本サービス参入前後の事業所の認識に関するアンケート調査を行い、1月17日に調査結果(暫定)を公表した(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)。その結果、未参入事業者は、例えば、「夜間・深夜の対応が中心」とのイメージを持っているが、実際は夜間・深夜の対応は日中と比べて少ないなど、サービスの利用実態や必要な職員体制等についてイメージが実態と大きく異なっていることが多いとのデータが示されているので周知の際などの参考にしていただきたい。

[http://www.murc.jp/publicity/press\\_release/press\\_130117](http://www.murc.jp/publicity/press_release/press_130117)

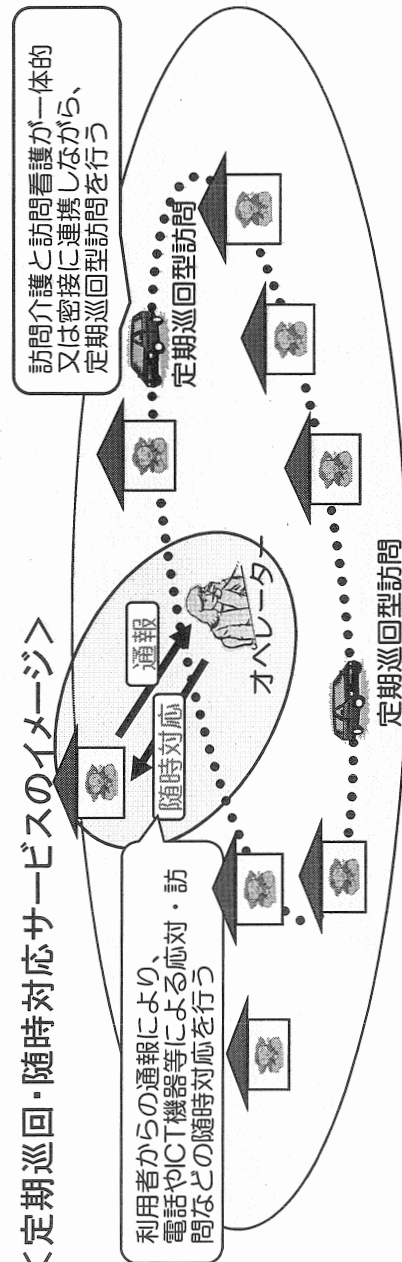
## (2) 自己評価・外部評価について

定期巡回・随時対応サービスの自己評価及び外部評価の評価項目、その他必要な事項については、追って通知することとしているところであり、老人保健健康増進等事業により検討を行っているので、後日お示しする予定なのでご留意いただきたい。

# 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスについて

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して医療と介護との連携が不足しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設(2012年4月)。
- 2013年1月末現在では、94保険者(市町村等)、161事業所が指定。利用者数は1,625人。

## ＜定期巡回・随時対応サービスのイメージ＞



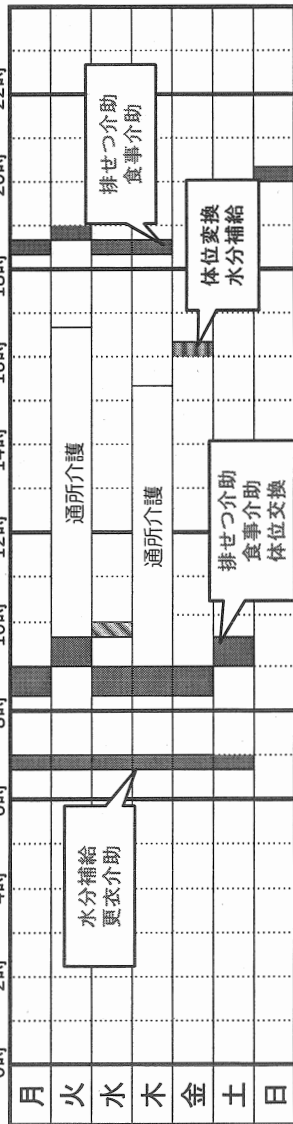
参加していない事業者は、「夜間・深夜の対応が中心」「コール対応が中心」等のイメージ

実際は、

夜間・深夜の対応は日中と比べて少なく、利用者からのコールも少ない。(イメージが実際と大きく異なっていることが多い。)

【三菱UFJリサーチ&コンサルティング調査より】

## ＜サービス提供の例＞



■ 定期巡回  
▨ 随時訪問  
▩ 訪問看護

- ・日中・夜間を通じてサービスを受けることが可能
- ・訪問介護と訪問看護を一体的に受けることが可能
- ・定期的な訪問だけでなく、必要ときに随時サービスを受けることが可能

## ＜参考＞

### 1. 第5期介護保険事業計画での実施見込み

平成24年度	平成25年度	平成26年度
189保険者 (0.6万人/日)	283保険者 (1.2万人/日)	329保険者 (1.7万人/日)

### 2. 社会保障と税の一体改革での今後の利用見込み

平成27年度	平成37年度
1万人/日	15万人/日

(別添資料7-1)

# 定期巡回・随時対応サービスの人員・設備基準

職種	資格等	必要な員数等
訪問介護員等	<p>定期巡回サービスを行う訪問介護員等</p> <p>介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修、訪問介護員1級、訪問介護員2級</p>	<p>交通事情、訪問頻度等を勘案し適切に定期巡回サービスを提供するために必要な員数以上</p> <p>・ 常時、専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員が1以上確保されるための必要数（<u>利用者の処遇に支障がない場合、定期巡回サービスに従事することができる。</u>）</p> <p>・ <u>夜間・深夜・早朝の時間帯についてはオペレーターが随時訪問サービスを行う訪問介護員等を兼務可能。</u></p>
看護職員	<p>保健師、看護師、准看護師、PT、OT、ST</p>	<p>・ 2. 5以上（併設訪問看護事業所と合算可能）</p> <p>・ 常時オンコール体制を確保</p>
オペレーター	<p>うち1名以上は、常勤の保健師又は看護師とする</p> <p>＋ 看護師、介護福祉士等（※）のうち、常勤の者1人以上 3年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者</p>	<p>・ 利用者の処遇に支障がない範囲で、<u>当該事業所の他職種及び他の事業所・施設等（特養・老健等の夜勤職員、訪問介護のサービス提供責任者・夜間対応型訪問介護のオペレーター等）との兼務可能</u></p> <p>※ 夜間対応型訪問介護の指定を併せて受け、同一敷地内で一体的に運営している場合は、利用者の処遇に支障がない範囲で、夜間対応型訪問介護の職務に従事することが可能。</p>
上記の従業者のうち、1人以上を計画作成責任者とする。	<p>看護師、介護福祉士等（※）のうち、1人以上</p>	<p>・ 常勤・専従の者（当該事業所の職務や併設事業所の管理者等との兼務を認める。）</p>
管理者		<p>（※）・・・看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員</p>

（注）

- ……介護・看護一体型にのみ配置が必要となる職種（介護・看護連携型の場合は連携先の訪問看護事業所に配置される）
- ※1 訪問介護員等については、利用者の処遇に支障がない範囲で、他の施設等の夜勤職員（加配されている者に限る）との兼務可能
- ※2 「オペレーションセンター」の設置は設備基準としては求めず、地域を巡回しながら適切に随時に随時のコールに対応する形態も可能
- ※3 利用者がコールを行う、オペレーターがコールを受ける際の機器は、一般に流通している通信機器等の活用が可能

## 定期巡回・随時対応サービスの事業所数(平成25年1月末)

※老健局振興課調べ

都道府県名	保険者名	事業所数	都道府県名	保険者名	事業所数					
北海道	札幌市	14	神奈川県	◎秦野市	(1)					
	小樽市	1		新潟県	上越市	4				
	帯広市	1			富山県	富山市	1			
	夕張市	1				石川県	加賀市	1		
	函館市	2					福井県	福井市	1	
岩手県	◎盛岡市	1	山梨県					甲府市	1	
	北上市	1		岐阜県				岐阜市	3	
山形県	山形市	1			静岡県			大垣市	1	
福島県	福島市	3				愛知県		静岡市	4	
	和光市	2					三重県	伊東市	1	
埼玉県	朝霞市	(1)	滋賀県					浜松市	2	
	志木市	1		京都府				名古屋市	7	
	久喜市	1			大阪府			稲沢市	1	
	宮代町	(1)				兵庫県		清須市	(1)	
	白岡市	(1)						奈良県	豊橋市	1
	幸手市	(1)							和歌山県	西尾市
	杉戸町	(1)		鳥取県						北名古屋市
	上尾市	1			岡山県					岡崎市
	◎大里広域市町村圏組合	1				広島県				三重県
	千葉県	千葉市					1	山口県		滋賀県
船橋市		1	愛媛県				草津市		(1)	
君津市		1		福岡県			京都市		2	
柏市		2			佐賀県		福知山市		1	
習志野市		(1)				長崎県	◎向日市		1	
東京都	中央区	2					熊本県	堺市	2	
	港区	3	大分県					藤井寺市	1	
	新宿区	1		鹿児島県				八尾市	1	
	墨田区	1			鹿児島県			◎大阪市	1	
	江東区	2				徳島県		◎神戸市	5	
	品川区	1					高知県	たつの市	1	
	世田谷区	2	香川県					大和郡山市	1	
	中野区	1		高松市				奈良市	1	
	杉並区	2			愛知県			和歌山市	1	
	豊島区	1				徳島県		和歌山県	和歌山市	1
	練馬区	1					高松市	鳥取県	米子市	5
	足立区	3	高松市					岡山県	岡山市	4
	江戸川区	1		高松市				広島県	福山市	3
	◎目黒区	2			高松市			尾道市	(1)	
	武蔵野市	1				高松市		山口県	◎下関市	1
	稲城市	1					高松市	愛媛県	新居浜市	1
	小金井市	1	高松市					福岡県	◎久留米市	1
	調布市	1		高松市				佐賀県	唐津市	1
	小田原市	1			高松市			長崎県	壱岐市	1
	川崎市	5				高松市		熊本県	◎大村市	1
横浜市	18	高松市					熊本県	山鹿市	1	
平塚市	1		高松市				大分県	中津市	1	
◎伊勢原市	(1)			高松市			鹿児島県	指宿市	1	
					高松市		鹿児島県	鹿児島市	1	

注1) 他の市町村(保険者)に所在する事業所を指定している場合は()としている。

注2) ◎は新規の保険者。

注3) ※ は公募指定を行っている保険者。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保険者数	27	29	35	44	50	56	68	75	83	94		
事業所数	一体型	6	7	10	14	16	19	31	35	42	48	
	連携型	28	34	37	47	54	58	86	90	98	114	
	合計	34	41	47	61	70	77	117	125	140	161	
利用者数			331	488	574	678	883	1,060	1,315	1,625		

注1) 4月、5月分は国保中央会の調べによる。

注2) 1月分は、一体型と連携型の両方を実施している事業所があるため、事業所数の合計が一致しない。